

議案第71号

新居浜市防災会議条例及び新居浜市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市防災会議条例及び新居浜市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年9月4日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市防災会議条例及び新居浜市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(新居浜市防災会議条例の一部改正)

第1条 新居浜市防災会議条例(昭和39年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第8号中「委嘱する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
第3条第6項中「前項の」を「防災会議を構成する」に改める。

(新居浜市災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 新居浜市災害対策本部条例（昭和 3 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 条第 7 項」を「第 2 3 条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、新居浜市防災会議の所掌事務の見直し等を行うため、及び引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。